



障害者雇用支援について考える

～宮城障害者職業センターの取り組み～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の職業生活における自立を促進するため、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの設置・運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行なわせるものとしています。

地域障害者職業センターは、各都道府県に設置されており、障害者雇用に関わる様々な取り組みを行なっています。今号では、宮城県にある宮城障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー佐川さんにお話を伺いました。

宮城障害者職業センターについて

宮城障害者職業センターでは、障害のある方に対する支援と企業などへの事業主支援を行なっています。障害のある方が就職するための準備や就職活動の支援と就業後のフォローアップに関する支援。事業主支援については、雇入れや雇用管理のための指導・援助や助言を行なっています。今回はその中の3つの取り組みについて紹介します。

職業準備支援

障害のある方が就職する前段階として、自身自身の障害について自己認識を高め対処方法を習得し、スムーズな就職活動が出来るよう支援プログラムを用意しています。障害の種類は問いませんが、



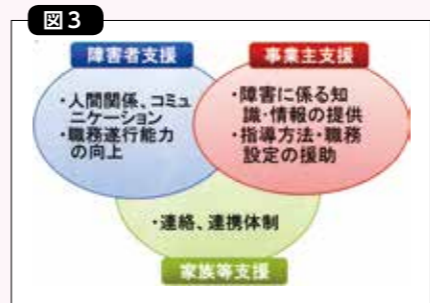
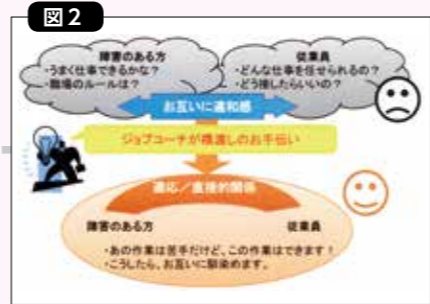
作業支援 (図1参照)、各種講座、個別相談で構成されており、特に精神障害のある方と発達障害のある方には、専門の支援プログラムを用意して支援にあたっています。

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

企業に職場適応援助者(以下ジョブコーチという)を派遣し、障害のある方の職場適応や雇用管理について、必要なタイミングで一人ひとりに合った方法で、きめ細かな支援を提供しています。

また、企業の指導者に対して、障害の特性などを説明し、その方が持つ力を職場内で充分発揮できるように、受入れ環境を整えて職場内で障害のある方を支援できる体制を構築するお手伝いをします。(図2参照)

ジョブコーチは、ご本人・家族・企業を対象としており、ジョブコーチが3者を調整してくれる役割もあります。(図3参照)



職場復帰支援(リワーク支援)

うつ病などの心の病のために休職している方の円滑な職場復帰のために、休職中(職場復帰の直前)に復帰のための必要なウォーミングアップ支援を行なっています。(図4参照)

職場復帰支援の開始にあたっては、障害のある方(ご本人、事業主、主治医の3者の合意が前提となる)です。そのため、調整などで開始前に時間がかかる方もいるようですが、最終的に支援を受けた方の9割程度が職場復帰をしているとのことでした。

佐川さんは、障害者雇用とは、障害のある方と雇い入れる事業主双方があつて初めて成り立つもの

だとお話してくださいました。障害者雇用の現場では、人事担当者が「採用しましょう」と言えば、障害の重い軽いに関わり無く就職できます。もちろん採用して頂く事は大切ですが、実のところは、長く仕事を続けることが出来るかどうかが大変なポイントとのことでした。

職場定着は、環境で大きく変化します。障害のある方には、障害によって苦手な事への対応力を身につけてもらい、一方で事業主に對しては、作業マニュアルを整備して作業方法や指示を統一したり、作業工程を見直すことで働きやすい職場環境を作り、それが職場定着につながるということでした。

平成28年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正で、合理的配慮が義務化されます。そのため、今後はより働きやすい環境が求められるようになるようです。

近年の傾向

障害者雇用の始まりは、主に身体障害のある方だったそうです。時代の変遷とともに、知的障害や精神障害、発達障害のある方の

支援が増えてきたとのことでした。支援の対象としては、難病や人工透析、HIVなどで、障害者手帳を所持していない方も対象としているそうです。

事業主に関しては、最近障害のある方の雇い入れにあたり、上司・同僚になる方を対象に研修会を行なうことが増えてきました。障害のある方の配置や仕事の教え方、指示の出し方や設備面で何が必要かという支援。これから雇い入れる事業所などに対して知識や技術も覚えて頂くような支援が増えてきているとのことでした。

事業主側としても、障害のある方の採用にあたって受入れ体制を整えようとする考え方が広まってきている傾向があると佐川さんはお話してくださいました。

より良い支援のために

今年度から更なる関係機関の連携強化を図るため、様々な取り組みを行なうとのこ



従来から行なっている就業支援基礎研修、職員研修への講師派遣に加え、今年度はじめて、仙台市でジョブコーチ養成研修が行なわれたそうです。その他、関係機関向けに支援場面の見学・実習も行なうとのことでした。

障害者雇用とは、障害のある方ご本人、事業主、支援機関の全てが、上手に組み合わせられて進んでいくものですね。佐川さんは、働くというものの基盤には、地域の経済があり、企業の数や交通機関も地域によって全く異なるため、地域のことを十分に理解して支援していく必要があるとお話してくださいました。

障害のある方が住み慣れた地域で就労し、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立が出来るように、生きがいを持つた人生を送る上でとても重要な意味をなすのではないのでしょうか。

(宮城県社協 取材)

ボランティア・福祉活動行事保険をご利用ください

日帰りの行事中に参加者や主催者がケガをした場合の「傷害保険」と主催者が法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」の2つの補償がセットになった保険です。福祉活動を目的とした団体・福祉的な活動のための保険です。団体性・行事内容により、お引き受けの出来ない場合もございますので、ご注意ください。

★日帰り行事の場合には、内容により保険料が異なります。

A区分	高齢者スポーツ大会、お茶のみ会、各種教室など	30円
B区分	運動会、日帰りキャンプ、サイクリングなど	135円
C区分	サッカー、ラグビー、スキーなど	264円



ご不明の点はお問合せください!

みやぎボランティア総合センター TEL 022-266-3951
三井住友海上火災保険株式会社 TEL 022-221-3171
(株)オンワード・マエノ TEL 022-762-9915

この制度の各補償は宮城県社会福祉協議会が保険会社と締結した保険約款により行います。

